

共同相続における権利承継の 対抗要件の位置づけと課題

——民法899条の2第1項を中心に

鄭 芙蓉*

目 次

- I はじめに
- II 民法899条の2第1項の立法経緯
- III 裁判実務での運用
- IV 学説の展開
- V おわりに

I はじめに

2018年7月6日、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成30年法律第72号）が成立し、相続による権利の承継について、不動産・動産・債権など広範囲に規律する対抗要件主義を導入する条文（民法899条の2）が新設された。これは「相続と登記」に関する初の包括的規定であり、特に第1項は成立前から広く注目を集めていた¹⁾。もっとも、不動産物権変

* テイ・フヨウ 広島修道大学大学院法学研究科教授

1) 田高寛貴「遺言と登記をめぐる相続法改正の課題」法律時報89巻11号（2017年）42頁以下、伊藤栄寿「民法の相続関係規定の見直しと不動産登記」ジュリスト1502号（2017年）57頁以下、良永和隆「遺言による不動産取得と第三者対抗要件——相続法改正案の検討」専修法学論集130号（2017年）299頁以下、石田剛「不動産登記の多様な役割と民法理論——相続と登記の問題を素材に」法律時報89巻9号（2017年）61頁以下、松尾知子「遺言制度に迫る危機」関西大学法学論集67巻1号（2017年）190頁以下など。

動の対抗要件については民法177条、動産物権変動の対抗要件については民法178条、債権譲渡の対抗要件については民法467条が既に存在する中で、なぜ相続による権利の承継に限定して、対抗要件主義を導入する規定が新設されたのだろうか。

また、民法899条の2第1項は「法定相続分を超える部分については、登記・登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない」と規定している。注目すべきは、従来の対抗要件主義が権利変動全体に対して登記等の対抗要件を要求していたのに対し、本条では法定相続分を超える部分に限定して対抗要件を要求している点である。法定相続分を基準として対抗要件の要否を区別する必要がなぜあるのか。法定相続分を明示的に強調するのは、相続に特有の問題構造を反映したものと解すべきであろうか。

さらに、2021年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第24号)が成立し、いわゆる相続登記の義務化が不動産登記法に導入された(不動産登記法76条の2)。相続登記の義務化と民法899条の2第1項を比較すると、前者が登記申請を義務付ける公法的規律であるのに対し、後者は登記等の有無によって第三者に対する権利主張の可否を定める私法上の対抗要件に関する規定であり、両者は性質を異にする。他方で、登記制度の実効性を高め、相続に伴う権利関係の明確化を促進する点においては、両者は相互補完的に機能していると評価できる。とりわけ、民法899条の2第1項は、相続登記義務化の導入によって新たな意義を帯びるに至ったと考えられる。しかし、相続登記義務化が同条の解釈にどのような具体的影響を及ぼすかについては、未だ十分に明らかにされていない。

以上のとおり、民法899条の2第1項は、その規律の内容・趣旨・制度的背景に多くの論点を内包する重要な条文である。同条は、2019年の私法学会および2023年の登記法学会においても取り上げられ、継続的に学術的関

心を集めてきた²⁾。もっとも、立法されて8年を経た現在においても、なお解釈上の未説明の問題が少なくなく、その制度的意義や実務への影響についても十分整理されているとは言い難い。本稿では、民法899条の2第1項について、立法経緯（Ⅱ）、裁判実務での運用（Ⅲ）、学説における解釈論の展開（Ⅳ）、相続登記義務化との制度的関係（Ⅴ）、という4つの観点から検討を加え、同条が有する課題と今後の展望を明らかにすることを目的とする。

Ⅱ 民法899条の2第1項の立法経緯

民法899条の2第1項が制定された経緯は、以下の通りである。

1 改正前の問題点

遺言による財産処分の方法としては、相続分の指定、「相続させる」旨の遺言³⁾、遺贈等がある。改正前では、これらの方法により財産処分がされた場合に、第三者との関係でどのような法的効果が生ずるかは規定上必ずしも明確ではなかった。判例では、この問題を民法177条の解釈論として議論が進められてきた。具体的には、相続分の指定、「相続させる」旨の遺言については、登記がなくてもその権利を第三者に対抗できるとされる一方、遺贈による不動産の取得については、登記をしなければ、これを第三者に対抗できないと解されていた。このような異なる立場が採用された理由は、判例は、民法177条の第三者について、「当事者又はその包括承継人以外の者であって、登記の欠缺を主張する正当な利益を有する者」と解しており、この見解を前提に、相続分の指定や「相続させる」旨の遺言により権利を取

2) 窪田充見「問題提起（小特集：相続法改正における権利・義務の承継の規律——その位置づけと課題）」法律時報92巻4号（2020年）57頁以下、松尾弘「相続登記の促進と民法・不動産登記法の改正——相続による権利移転法理の形成」法律時報96巻9号（2024年）48頁以下。

3) 「相続させる」旨の遺言は、改正により民法1014条2項の「特定財産承継遺言」と呼ばれることとなった。本稿では、改正前の議論には従来の「相続させる」旨の遺言、改正後の議論には「特定財産承継遺言」という用語を用いる。

得する者は相続を原因とする包括承継人であるため、民法177条の第三者に当たらないが、遺贈により権利を取得する者は、意思表示による物権変動を原因とする特定承継人であることから、民法177条の第三者に当たると解されていたからである。

しかし、判例の立場に対しては次のような批判が加えられていた。すなわち、相続分の指定、「相続させる」旨の遺言においては、相続人は包括承継人であることを理由に第三者との関係で民法177条が適用されないとする、相続人が登記をしないまま第三者に対して所有権をいつまでも対抗できる状況が生じかねない。このような状況は、法定相続分に基づいて権利承継があったと信頼した第三者に不測の損害を与え、取引の安全を害するおそれがあり、ひいては登記制度そのものに対する信頼を損う可能性も否定できない。

2 改正法の形成過程⁴⁾

1) 中間試案までの状況

上記の問題点を解決するため、法制審議会民法(相続関係)部会第5回会議では、次のような提案が提示された⁵⁾。「相続人が遺言(相続分の指定、遺贈、遺産分割方法の指定)によって相続財産に属する権利を取得した場合であっても、その相続人は、その法定相続分に相当する割合を超える部分については、登記その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない」。判例によって浮かび上がった上述の問題点については、表見法理⁶⁾による解決も考えられるが、この提案では対抗問題として解決する

4) 民法899条の2の立法経緯の詳細について、七戸克彦「民法899条の2をめぐって(2)」法政研究87巻2号(2020年)73頁以下、山岡航「相続人への特定遺贈と民法899条の2」名古屋学院大学論集・社会科学編59巻4号(2023年)181頁以下。

5) 「部会資料5 相続法制の見直しに当たっての検討課題(4)」9頁以下、<https://www.moj.go.jp/content/001159605.pdf> (2026.2.21)。

6) すなわち、遺言などの場合は、遺言者の死亡と同時に被相続人から受益相続人への物権変動が生じるため、受益相続人以外の相続人は無権利者であるとみて、第三者保護は対抗

方針が採用されており、この姿勢は要綱案の段階に至るまで揺らぐことなく、最終的に維持された。

「民法（相続関係）改正に関する中間試案」の提案内容は、部会資料5の提案とほぼ同一である。それに対して、中間試案に関するパブリック・コメントの手続においては、賛否両論が寄せられた⁷⁾。具体的には、従来の判例の考え方を維持した場合、遺言の内容を知り得ない第三者が不測の損害を被る可能性があることや、遺言による権利変動と遺産分割による権利変動とを区別する理論的根拠に欠けることなどを理由に、中間試案に賛成する意見が多数を占めた。一方で、判例の考え方は、相続分の指定や遺産分割方法の指定は相続を原因とする包括承継であることから、民法177条の適用対象外としているのに対し、遺贈は意思表示による物権変動であって特定承継であることから、同条の適用対象としているのであり、一貫性を持つ点を評価し、中間試案の規律の見直しに反対する意見も寄せられた。さらに、中間試案の考え方には、相続開始を知った相続人の債権者が迅速に法定相続分について差押えを行うことで、遺言の実現が妨げられる可能性があるとの批判も少数ながらあった。

2) 中間試案から改正法まで

法制審議会は以上のパブリック・コメントを踏まえて、中間試案に修正を加えた。第17回会議における提案では、従来案の文言から「遺贈」が除外された⁸⁾。この修正の背景には、本規律が包括承継である相続のうち、意思表示が介在するもの（遺言による相続分の指定・遺産分割方法の指定）につい

要件によってではなく、民法94条2項の類推適用法理によって解決すべきであるとする見解である。田高・前掲注(1) 42頁以下、伊藤・前掲注(1) 57頁以下、良永・前掲注(1) 299頁以下、石田・前掲注(1) 61頁以下がある。

7) 「部会資料14 今後の検討の方向性について」12頁以下、<https://www.moj.go.jp/content/001207259.pdf> (2026.2.21)。

8) 「部会資料17 遺言制度に関する見直し」7頁以下、<https://www.moj.go.jp/content/001214980.pdf> (2026.2.21)。

て、民法177条等の特則を設ける趣旨であるとの理解がある。つまり、遺贈は特定承継であり、現行法上すでに民法177条等の適用対象とされているため、新たな規律の対象とする必要はないと判断されたのである。

そして、第21回会議では、従来案から大きく方針転換がなされた点が注目された。すなわち、「遺産分割（遺産分割方法の指定を含む。）又は相続分の指定による不動産又は動産に関する物権の承継は、民法第177条又は第178条の要件を備えなければ、第三者に対抗することができないものとする」との提案が示された⁹⁾。この提案には、以下の3つの重要な変更が含まれていた。

第一に、対抗要件主義が適用される物権変動の範囲に「遺産分割」が加えられた。これには二つの理由がある。まず、第17回会議では、包括承継で本来は対抗要件を要しない場合であっても、権利変動の過程に意思表示が介在する場合には、対抗要件を要求するという意義が本規律に与えられた。これを踏まえ、遺産分割は包括継承の枠内に位置づけられつつも、共同相続人の意思表示によって権利変動を生じさせる制度であることから、本規律の対象に含めるべきと判断された。つぎに、旧法下でも、判例は遺産分割による権利取得に民法177条が適用されると解していたが、その見解には、遺産分割の効力が相続開始時に遡る（民法909条本文）こととの整合性に疑問が呈されていた。すなわち、効力が遡及するならば、取得者は被相続人から直接承継したことになり、第三者との対抗関係は生じないのではないかという指摘である。このような疑義を踏まえ、相続による権利承継に対抗要件主義を導入する以上、遺産分割による権利承継もその適用対象に含めることで、制度的な整合性を確保すべきであるとされた。以上の理由から、本規律は遺産分割による権利の承継も含むこととなった。

第二に、従来案では、対抗要件主義の適用対象に特段の限定を設けておらず、登録が対抗要件となる知的財産権等も対象に含まれていた。しかし、第21回会議では、民法において対抗要件に関する根拠規定が置かれて

9) 「部会資料21 積残しの論点について(2)」26頁以下、<https://www.moj.go.jp/content/001225750.pdf> (2026.2.21)。

いるのが物権と債権に限られることを踏まえ、対抗要件主義の適用対象を物権と債権に限定する方針が示され、民法以外の法令で規律される権利については、別途整備の要否を検討することとされた。

第三に、従来案は、対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができない権利の範囲を、「法定相続分を超える部分の取得」としていた。これに対し、部会資料21ではこの限定を設けず、条文上の明示を避ける方針が採られた。これは、民法177条及び178条の第三者が、相続人やその包括承継人以外で、対抗要件の欠缺を主張する正当な利益を有する者に限られるため、文言上「法定相続分を超える部分の取得」と明示しなくても、実質的に同様の効果が得られると判断されたものである。すなわち、相続人は自己の法定相続分に対応する権利を当然に取得し、他の者がその部分について権利を取得する余地がないため、対抗関係が生じ得るのは法定相続分を超える部分に限られるからである。

しかし、第24回会議では、上記の変更点のうち、第一の変更（対抗要件主義が適用される物権変動の範囲に「遺産分割」が加えられたこと）のみが維持され、第二及び第三の変更点はすべて否定され、従来案に戻された¹⁰⁾。部会資料21では、対抗要件主義の適用対象を物権と債権に限定する案が示されたが、対抗要件主義の適用範囲が権利全体に及ぶのか、法定相続分を超える部分に限られるかが不明確で分かりにくいとの指摘があった。再検討の結果、遺言による権利承継に関する判例法理の見直しという立法趣旨に照らし、法定相続分を超える部分に限定して対抗要件主義を適用する旨を法律上明示することで、趣旨をより明確にできると判断された。この方針に基づき、部会資料24では「相続による権利の承継は、遺産分割の有無にかかわらず、法定相続分を超える部分については対抗要件を備えなければ第三者に対抗できない」との提案が示され、要綱案に採用されて、最終的に民法899条の2第1項として制定された。

10) 「部会資料24-2 補足説明(要綱案のたたき台(3))」36頁以下、<https://www.moj.go.jp/content/001238833.pdf> (2026.2.21)。

3 民法899条の2第1項の趣旨

立法担当者によれば、民法899条の2第1項の制定には、次の三つの立法理由がある¹¹⁾。第一に、相続債権者等の第三者に対する保護の必要性である。従来の判例は、特定財産承継遺言や相続分の指定による物権変動について、登記を欠いていても第三者に対抗できると解していた。しかし、相続債権者が法定相続分に基づいて債権回収を図った場合でも、遺言に反する限度でその効力が否定される可能性があり、遺言の存在や内容を知り得ない第三者に不測の損害を及ぼすおそれがあった。これを踏まえ、民法899条の2第1項は、相続による権利の承継について、登記等の対抗要件を備えなければ、法定相続分を超える権利の取得を第三者に対抗できないとすることで、第三者保護を図っている。

第二に、登記制度等の対抗要件制度の信頼性の確保である。従来の判例は、特定財産承継遺言や相続分の指定による物権変動について、登記を欠いていても第三者に対抗できると解していた。そのため、遺言によって利益を受ける相続人に登記等の対抗要件を備えるインセンティブが働かず、その結果、実体的権利と公示との不一致が生ずる場面が増えることとなる。これは取引の安全を害し、ひいては登記制度等の対抗要件制度に対する信頼を損なう恐れがある。かかる問題を回避するため、新法は判例法理を変更し、民法899条の2第1項を制定するに至った。

第三に、相続債権者・被相続人の債務者の法的地位の安定性と負担の妥当性である。相続は被相続人の法的地位を包括的に承継する制度であるため、相続債権者や被相続人の債務者の地位は、相続開始前後で極力変動させるべきでない。また、これらの第三者に遺言の有無や内容の調査を求めるのは過度な負担であり、妥当ではない。そこで、民法899条の2第1項は、相続による権利の承継について、登記等の対抗要件を備えなければ、法定相続分を超える部分の権利取得を第三者に主張できないと定め、相続債権

11) 堂蘭幹一郎・野口宣大編著『一問一答 新しい相続法〔第2版〕平成30年民法等(相続法)改正、遺言書保管法の解説』(商事法務・2020年)160頁以下。

者・被相続人の債務者の法的地位の安定性を図っている。

4 考 察

従来の対抗要件主義と比較すると、民法899条の2第1項には少なくとも次の二つの顕著な特徴があると思われる。第一に、本条は対象権利を限定せず、抽象的かつ包括的に規定されている点である。すなわち、「登記、登録その他の対抗要件」との文言により、民法上の物権・債権にととまらず、対抗要件主義を採用するあらゆる権利に適用される構造となっている。法制審議会では一時、本条の適用対象を物権と債権に限定し、民法以外の法令に規定される権利については、別途整備の可否を検討する案が提示されたが、採用されず、より広範な権利に適用する形で本条が制定された。もっとも、このような包括的規定形式に対しては、学説上、権利の性質に応じて対抗要件の意義や機能が本質的に異なるにもかかわらず、それらを一括して扱うことは、対抗要件制度の趣旨との齟齬を生じさせるおそれがあるとの批判がある¹²⁾。しかし、後述する私見のように、民法899条の2第1項の趣旨を「法定相続分と異なる相続人間の内部的な権利調整は、これを知らない第三者に対抗できない」と捉えるならば、本条が抽象的・包括的な規律形式を採用したことには一定の制度的意義が認められる。すなわち、遺産分割、特定財産承継遺言など、相続開始後に生じる内部的な権利調整の外部的効力の問題は、個別の権利類型に依存するものではなく、相続という包括承継の構造に内在する横断的な問題である。この点を踏まえると、権利類型ごとに対抗要件の可否を細分化するよりも、包括承継の枠組みの中で内部的な権利調整の外部的効力を統一的に扱う抽象的規律を設けることには合理性があるといえる。

第二に、本条の対抗要件主義が、法定相続分を超える部分の取得に限っ

12) 横山美夏「コメント——不動産を目的とする権利の承継を中心に」法律時報92巻4号（2020年）83頁や、石田剛「相続による権利承継の対抗要件」法学教室478号（2020年）8頁以下。

て適用される点である。法制審議会では一時、「法定相続分を超える部分」との限定を設けない表現が提案されたが、その場合、対抗要件主義の適用範囲が権利全体に及ぶのか、超過部分に限られるかが不明確であるとの指摘がなされた。これを受けて、最終的に「法定相続分を超える部分」との限定が明記された。本条の背後には、相続開始時には遺言や遺産分割の有無にかかわらず、まず法定相続が生じ、その後の遺言や遺産分割は、法定相続分の変更として位置付けるという理解がある。しかし、遺言や遺産分割が存在する場合には、遺言者の死亡と同時に、被相続人から受益相続人への権利承継が直接生じると解する余地もある。この場合、他の相続人は一度も法定相続分を取得しておらず、無権利者であると評価され得るため、その第三者も無権利者となり、受益相続人が登記をしなくても第三者に対抗できるとの解釈が可能である。立法過程では、このような解釈可能性は検討されず、相続の場面では一律に法定相続が先行し、第三者との関係は対抗関係にあるとの前提で規定が構築された。しかし、なぜ遺言がある場合でも、法定相続を一旦前提にしないといけないだろうか。

私見では、その理由は以下の点に求めることができる。第一に、日本の相続法は、相続開始と同時に相続人全員が包括的に被相続人の権利義務を承継するという包括承継(民法896条)を採用している。この包括承継は、遺言の有無にかかわらず自動的に発生し、相続財産全体を一体として承継させる仕組みである。他方、遺言を相続のデフォルトとする構成の場合には、相続開始時点において受益相続人のみが直接承継することになり、他の相続人は一度も権利を取得しないことになる。この構成は、相続開始時に相続人全員が包括的に承継するという民法896条の規律と正面から衝突し、包括承継の一般原則を例外的に修正する新たな理論構成を必要とする。すなわち、遺言が存在する場合には包括承継が発生しない、あるいは包括承継の主体が受益相続人に限定されるという特則を認めることになるが、そのような特則は現行法上明文の根拠を欠き、制度体系上の整合性を大きく損なう。

第二に、法定相続を相続のデフォルトとする構成は、相続開始時点での

権利帰属を一律に確定させ、遺言の有効性や内容の確定といった事後的事情に左右されないため、実務上の安定性と簡便性を確保するうえで有用である。他方、遺言を相続のデフォルトとする構成では、遺言は相続開始時点で必ずしも直ちに確認できるとは限らず、自筆証書遺言のように家庭内で保管されているものは、発見までに相当の時間を要することも少なくない。また、遺言の有効性について争いが生じる場合や、複数の遺言が存在してその優劣が問題となる場合もある。このような場合、遺言の内容が確定するまで相続財産の帰属主体が不明確となり、相続財産の管理・処分、債権者対応など、相続開始直後に必要となる実務的行為が著しく困難となる。

第三に、第三者保護の観点からも、相続開始時には法定相続人が権利者であると扱う方が、外部的な権利関係を明確化し、対抗関係として整理しやすい。遺言を相続のデフォルトとする構成では、他の相続人が無権利者と評価される可能性が高まり、第三者が無権利者から取得したものと扱われる結果、受益相続人が登記をしなくても第三者に対抗できることとなり、取引の安全が害される危険がある。以上の点を踏まえると、遺言が存在する場合に受益相続人への直接承継を認める構成は理論的には可能であるものの、相続制度全体の安定性・予測可能性を損なうおそれがあり、現行法が採用する法定相続前提の構造には依然として制度的意義が認められると考える。

Ⅲ 裁判実務での運用

「民法899条の2」をキーワードとして、2019年7月1日から¹³⁾ 現在までの期間を対象にTKC法律情報データベースで裁判例検索を行ったところ、該当する裁判例は2件であった。そのうち、1件は土地収用に伴う補償金の前払いをめぐる相続人間の争いであり¹⁴⁾、第三者との権利競合や対抗関

13) 2019年7月1日は改正相続法の施行日であったため、この日から検索することとした。

14) 東京地方裁判所令和4年3月29日判決（TKC判決番号：25604349）。

係は問題とならなかつたため、以下では、残る1件のみを検討対象とする。

1 東京地方裁判所令和5年7月25日判決(TKC判決番号:25611050)

本件では、被相続人Zが生前、妻Xに本件建物を「相続させる」旨の公正証書遺言を作成していた。遺言には、Zの子であるAには一切の財産を相続させない旨が明記されていた。しかし、Zの死亡後、Aの債権者であるY₁およびY₂は、債権に基づく強制執行を代位原因として、本件建物について、法定相続分に従い、持分4分の2が原告Xに、持分4分の1がAに、持分4分の1がB(ZXの子)にそれぞれ移転した旨の所有権移転登記を行い、Aの法定相続分を差し押えた。これに対し、AはZの死亡から9か月後に、相続放棄の申述を行い、XはY₁及びY₂に対して第三者異議の訴えを提起した。

原告Xの主張は以下のとおりである。Aは遺言により自身に相続財産が帰属しないことを認識していたため、登記官から代位登記の通知を受けた時点が「自己のために相続の開始があったことを知った時」に該当する。Aはその時点から3か月以内に相続放棄を行ったため有効であり、その効果は相続開始時に遡る。したがって、Aは初めから相続人ではなく、被告YらによるAの法定相続分に関する移転登記・差押登記は無効であり、原告Xは登記を備えなくても、被告Yらに対抗することができる。

これに対して、被告Yらは、AはZの死亡時に自己が相続人であることを認識していたため、この時点が熟慮期間の起算点であり、その時点から3か月以内に相続放棄をしていない以上、熟慮期間後の相続放棄は無効であると反論した。また、熟慮期間の起算点の繰り下げは、「相続財産が存在しないと信じ、かつ信ずるについて相当な理由がある場合」に限られるが、本件はこれに該当しないと主張した。したがって、民法899条の2第1項により、相続による権利の承継は登記などの対抗要件を備えなければ第三者に対抗できず、Aの法定相続分を前提に移転登記・差押登記を行った被告Yらは第三者に該当するため、登記をしていない原告Xは、被告Yらに対抗することができない。

裁判所は以下の理由により原告 X の請求を棄却した。A は Z の生前から本件遺言を認識し、遺産の存在及び Z の死亡を把握していたことから、A は Z の死亡時に「自己のために相続の開始があったことを知った」と認められる。原告 X は、代位登記の通知時を熟慮期間の起算点と主張するが、起算点の繰り下げが認められるのは、「相続財産が存在しないと信じ、かつそう信ずることについて相当な理由がある場合」に限られる。本件では、A は遺言に従う意思を有していたこと、相続放棄までに新たな相続債務が発見されていないことから、熟慮期間を繰り下げる理由はない。したがって、A の相続放棄は熟慮期間経過後のものであり、無効と解される。その結果、原告 X は遺言により本件建物の所有権を取得したものの、登記を経ない間に、被告 Y らが A の法定相続分につき移転登記・差押登記を行ったため、民法899条の2第1項により、原告 X は被告 Y らに対抗できない。

2 考 察

本判決について次の三点を指摘したい。第一に、相続人の債権者の保護についてである。本件は、「相続させる」旨の遺言に関する最判平成14年6月10日判時1791号59頁に類似する。同判例では、遺言により不動産甲を承継した妻 X が、子 A の法定相続分を前提に仮差押・差押登記を行った A の債権者 Y らに対し、登記なくして自己の権利を対抗できるかが争われ、判例は、X が登記を備えなくても Y らに対抗できると判断した。すなわち、民法899条の2第1項制定前は、相続人の権利保護が重視されていたが、制定後は相続人の債権者という第三者の保護が優先されている。しかし、相続人の債権者が相続開始前から存在していた場合、相続財産は本来弁済の対象として期待すべきものではなく、そこから弁済を得られないことは覚悟すべきであるから、相続人の権利を制限してまで相続人の債権者を広く保護すべきかについては、なお慎重な検討を要する¹⁵⁾。また、立法担当者

15) 同旨の見解として、田高・前掲注(1)40頁、良永・前掲注(1)312頁、松尾・前掲注(1)184頁、永沼淳子「改正相続法における相続の効力——相続させる旨の遺言の対抗要件

は、遺言の存在や内容を知ることができない相続債権者を、民法899条の2第1項の主要な保護対象と想定していた。しかし、実務上は相続人の債権者が本条の適用によって利益を受ける場面も少なくない可能性があり、この点には留意する必要がある。

第二に、相続放棄の活用についてである。特定財産承継遺言に対抗要件主義が採用された結果、相続人の債権者は法定相続分に基づく債権回収を期待し、迅速に登記や差押えを行う傾向が強まる。この状況に対抗する手段として相続放棄の活用が挙げられている¹⁶⁾。確かに、相続放棄が適切に行われれば、相続人の債権者による債権回収は不可能となる。しかし、相続放棄がされない場合や手続が有効に遂行されない場合も少なくない。本件では、Aは遺言を根拠に相続財産が自分に帰属しないと誤認し、相続放棄を怠ったため、Xが法定相続分を超える部分について登記をしていなかったことから、Yらに本件建物の単独相続を対抗できず、その部分の権利を失う事態が生じた。民法899条の2第1項が存在する現在、Xが本件建物の単独承継を確実に実現したいのであれば、Aの相続放棄に依拠するのではなく、特定財産承継遺言に基づく所有権移転登記を速やかに行わなければならない。

第三に、熟慮期間の起算点繰下げの判断についてである。最判昭和59年4月27日民集38巻6号698頁は、相続人が「相続財産が全く存在しないと信じ、かつその信じることに相当な理由がある場合」には熟慮期間の起算点を繰り下げを認めている。これは、相続放棄制度が相続人の負債負担を回避するための制度であることを踏まえ、相続人が相続財産の有無を適切に判断できない状況にある場合には熟慮期間を柔軟に扱うべきとする趣旨に基づくものである。仙台高裁平成7年4月26日決定や名古屋高裁平成11年3月31日決定も、相続人が「自分には相続財産が帰属しない」と信じたことに合理性がある場合には、熟慮期間の繰下げを肯定している。本

問題を中心に——」法政論叢55巻2号(2019年)102頁以下。

16) 良永・前掲注(1)317頁以下。

件でも、Aは遺言により「一切の財産を相続させない」とされていたため、自らに相続財産が帰属しないと信じたことには一定の合理性がある。しかし、これら判例と本件の決定的な相違は、相続開始後に新たな相続債務が発見されたか否かにある。前掲判例はいずれも、相続開始後に新たな相続債務が判明し、相続人が初めて負債負担の危険を認識した事案であったのに対し、本件では判旨が指摘するように「相続放棄までに新たな相続債務が発見されていない」。相続放棄制度は相続人が負債を負わないようにするための制度であり、相続人が相続債務の存在を認識した時点で相続放棄を行うことが予定されている。したがって、相続開始後に新たな相続債務が判明して初めて相続放棄の必要性が生じた事案では熟慮期間の繰下げに合理性が認められるが、本件のように新たな相続債務の発見がない場合には、Aが「相続財産がない」と信じていたことのみを理由に熟慮期間を繰り下げたことは相続放棄の制度趣旨との整合性を欠く。以上から、本判決が熟慮期間繰下げを否定したことは相応の合理性があるといえる。

IV 学説の展開

民法899条の2第1項については、制定前には消極的評価が多く見られたが、制定後は同条の解釈に学説の関心が移っている。以下では、同条に関する解釈論のうち、特に重要と考えられる四つの論点、すなわち①「相続による権利の承継」の意味、②「第三者に対抗することができない」の理論構成、③ 第三者の範囲、④ 民法899条の2と民法177条の関係をとり上げ、学説を紹介・整理したうえで、筆者の見解を述べる。

1 「相続による権利の承継」の意味

立法担当者によれば、民法899条の2第1項にいう「相続による権利の承継」には、共同相続・遺産分割・相続分の指定・特定財産承継遺言による

権利承継が含まれるが、遺贈や相続放棄による権利承継は含まれない¹⁷⁾。この理解に立つと、いわゆる「相続と登記」に関する諸問題は、相続法改正前と改正後とで次のように変化する。

		相続法改正前	相続法改正後	備考
遺贈と登記		判例 = 177条適用	判例 = 177条適用	変更なし
相続放棄と登記		判例 = 無権利構成・177条不適用	判例 = 無権利構成・177条不適用	変更なし
共同相続と登記		判例 = 無権利構成・177条不適用	<u>899条の2</u>	根拠条文が変わるが、結論は変わらない
遺産分割と登記	遺産分割前の第三者	909条	909条	変更なし
	遺産分割後の第三者	判例 = 177条適用	<u>899条の2</u>	根拠条文が変わるが、結論は変わらない
遺言がある場合	相続分を指定する遺言	判例 = 無権利構成・177条不適用	<u>899条の2</u>	判例法理変更
	特定財産を承継させる遺言	判例 = 無権利構成・177条不適用	<u>899条の2</u>	判例法理変更

このうち、議論が最も多いのは遺贈による権利移転の取扱いであり、これについては、対抗要件適用否定説・177条説・899条の2第1項類推適用説の三つの立場が対立している。対抗要件適用否定説は、遺贈が被相続人の意思表示による物権変動であり、物権取得者自身の意思表示による物権変動ではない以上、売買、解除や取消しといった物権取得者の意思表示による物権変動とは区別されるべきとする¹⁸⁾。すなわち、遺贈は受遺者の意思を介さずに効力を生じるものであり、受遺者が相続開始時点で直ちに登記できる地位にあるとはいえないため、遺贈に対抗要件主義を適用することは妥当ではなく、遺贈について対抗要件主義を否定すべきである。

これに対し、177条説と899条の2第1項類推適用説はいずれも取引安全の保護の観点から遺贈への対抗要件主義の適用を肯定するが、根拠条文の

17) 堂蘭・野口編・前掲注(11)160頁。

18) 田高・前掲注(1)40頁以下、永沼・前掲注(15)94頁。

理解に差がある。177条説は、遺贈は相続による権利承継とは性質を異にし、贈与に類する特定承継であると捉えるため、民法899条の2第1項の適用を認めず、民法177条によって処理すべきとする¹⁹⁾。他方、899条の2第1項類推適用説は、相続人を受遺者とする特定遺贈について民法899条の2第1項を類推適用すべきと解する²⁰⁾。その理由は、第一に、相続人への特定遺贈の場合は、根拠条文を民法177条としたとしても、民法899条の2第1項を適用した場合と同じ結論に至るからである。例えば、Zが甲不動産を相続人Aに遺贈したところ、Aが遺贈の登記をする前に、他の相続人Bが単独名義で甲不動産について登記をし、さらに第三者Mへ譲渡したとする。この場合、「遺贈と登記」につき民法177条によって決まるため、Aは登記を備えなければ遺贈をMに対抗できない。しかし、Aは受遺者であると同時に相続人でもあるため、「共同相続と登記」に関する判例によれば、自己の法定相続分については登記なくしてMに対抗できる。したがって、相続人への特定遺贈については、民法177条を根拠とする場合でも、民法899条の2第1項を適用した場合と同様の結論に至る。第二に、令和3年不動産登記法の改正により、相続人に対する遺贈による所有権移転は当該相続人が単独で申請できるものとされたため（不動産登記法63条3項）、相続人への特定遺贈は実体法・手続法の両面で特定財産承継遺言の取扱いに接近しているからである。

以上のように三説が対立しているが、私見としては次のように考える。第一に、対抗要件適用否定説については、遺贈を知らない受遺者に登記懈怠性を認めるべきではない点には同意する。しかし、この説を採用すると、遺贈による権利移転は登記なくして第三者に対抗でき、遺贈による権利移転

19) 水津太郎「相続による権利および義務の承継——899条の2と902条の2について」法律時報92巻4号（2020年）62頁以下。

20) 松尾弘「相続による権利・義務の承継法理について」池田真朗先生古稀記念論文集『民法と金融法の新時代』（慶応義塾大学出版会、2020年）37頁、横山・前掲注（12）85頁、山岡・前掲注（4）196頁。

は登記簿に反映されない結果、取引の安全を害するだけでなく、近時の相続登記義務化の潮流にも適合しないため、妥当とはいえない。第二に、相続人が受遺者である場合、その者は相続人であると同時に受遺者でもあるため、民法177条を根拠とすることも可能であるが、同時に民法899条の2第1項の類推適用を認めることもできる。私見では、この場合、民法899条の2第1項の類推適用を認めるべきと考える。その理由は、相続人が受遺者でもある場合、同一財産について法定相続人としての地位と受遺者としての地位を併有する点で、純粋な受遺者とは異なる。この重複構造を単に「遺贈による物権変動」として民法177条の枠組みに還元すると、法定相続に関する特則を設けた民法899条の2第1項の趣旨を没却し、法定相続と遺贈が同一人において重なるという権利取得の構造を適切に説明できないと考える。もっとも、民法899条の2第1項は文言上遺贈を予定しておらず直接適用はできない。しかし、相続人兼受遺者の事例では、実質的に共同相続人が法定相続分を超えて財産を取得するという状況が生じており、これは相続人間の内部的な権利調整を外部的に明確化し、第三者保護を図るという同条の趣旨と合致する。したがって、このような重複構造における権利取得については、民法899条の2第1項を類推適用するのが最も合理的である。

2 「第三者に対抗することができない」の理論構成

民法899条の2第1項の対抗要件主義の理論構成を説明する際には、しばしば「法定相続分に応じた部分の権利承継の対抗」と「法定相続分を超える部分の権利承継の対抗」とを区別して論じられる²¹⁾。しかし、相続による権利承継は本来一個の物権変動であるにもかかわらず、なぜこのような区別が必要とされるのか、その理由は必ずしも明示されていない。私見では、この区別は一つの相続による物権変動を二分する趣旨ではなく、民法

21) 水津太郎「相続と登記——相続による不動産物権の承継の対抗要件」ジュリスト1532号(2019年)51頁以下、石田・前掲注(12)8頁。

899条の2第1項が訴訟構造上、相続人側の主張根拠として機能する場合と、第三者側の抗弁根拠として機能する場合とを併せ持つという、条文の「機能の二面性」に由来するものと考えられる。すなわち、民法177条は常に第三者側の条文として機能するのに対し、民法899条の2第1項は相続人側の条文として機能する場合と、第三者側の条文として機能する場合があり、状況に応じて両者の役割を果たし得るより柔軟な性質を有している。具体的には、「共同相続と登記」の場面では、相続人が「法定相続分に応じた部分の権利取得」を第三者に主張するため、民法899条の2第1項を援用する。他方、「相続分の指定と登記」、「特定財産承継遺言と登記」、「遺産分割と登記」の場面では、受益相続人が「完全な権利承継」を主張するのに対して、第三者は民法899条の2第1項を援用し、「法定相続分を超える部分の権利承継については受益相続人が対抗要件を備えていない」と抗弁する。要するに、「法定相続分に応じた部分の権利承継の対抗」は相続人側の条文として民法899条の2第1項が使用される場合であるが、「法定相続分を超える部分の権利承継の対抗」は第三者側の条文として民法899条の2第1項が使用される場合である。したがって、両者を区別して理論構成を検討する必要があると考える。

1) 法定相続分に応じた部分の権利承継の対抗

（「共同相続と登記」の理論構成）

相続人が第三者に対して法定相続分に応じた部分の権利承継を主張するのは、「共同相続と登記」の場面である。なぜこの場合に、相続人は登記なしで法定相続分に応じた部分の権利承継を第三者に対抗できるのか。立法担当者によれば、「法定相続分に応じた部分の権利は、相続人が法律上当然に取得するものであり、その取得は相続開始と同時に生じるため、他の第三者との間に権利の競合が生じる余地はないからである」²²⁾。この説明は非

22) 堂蘭・野口編著・前掲注(11) 162頁。

第三者構成説と呼ばれ、学説上も支持されている²³⁾。これに対して、非物権変動構成説は、法定相続分に応じた部分の権利承継は登記を要する物権変動ではないから、登記なしで第三者に対抗できるとする。しかし、この見解は判例の変動原因無制限説と矛盾するため、採用は困難である。以上から、「共同相続と登記」において生じる法定相続分に応じた部分の権利承継は、非第三者構成説によって説明するのが妥当であると思われる。

2) 法定相続分を超える部分の権利承継の対抗

(「相続分の指定と登記」・「特定財産承継遺言と登記」・「遺産分割と登記」の理論構成)

法定相続分を超える部分の権利承継について対抗問題が生じるのは、「相続分の指定と登記」、「特定財産承継遺言と登記」及び「遺産分割と登記」の三場面である。これらの場合、受益相続人は法定相続分を超える部分の権利承継について、登記を備えなければ第三者に対抗できない。その理論構成をめぐるっては、三つの学説が提示されている。第一が「遺贈応用的構成」説である²⁴⁾。立法担当者が採用した立場であり、特定財産承継遺言による権利承継を遺贈に類似するものと捉える。すなわち、例えば、相続人B・Cが各法定相続分2分の1を有する事案で、被相続人Aが甲土地をBに特定財産承継遺言をした場合、A→Bの特定財産承継遺言による承継ルートと、Aの死亡に伴う法定相続分による承継ルート(甲土地の各2分の1持分につきA→B、A→Cへの承継)が併存し、二重譲渡類似の関係を構成する。Cは遺贈者Aの地位を包括的に承継するため、Bとの関係では無権利者と扱われ、Bは登記を備えなくてもCに対抗できる。しかし、Cがその持分をDに譲渡した場合には、事情が変わる。BとDとの関係では、遺贈の場合と同様に、Aを起点とするA→Bと、A→C→Dの物権変動が競合し、Dは民法899条の2第1項にいう「第三者」に該当するため、Bは登記を備えなければ、Dに対抗することができない。

23) 水津・前掲注(19)66頁。

24) 「部会資料21 積残しの論点について(2)」・前掲注(9)33頁以下。

第二は、「遺産分割応用的構成」説である²⁵⁾。この説は、相続人がまず法定相続分を承継し、その後に遺言や遺産分割によって修正されると理解する。B・Cは相続により各自2分の1の法定相続分を取得するが、特定財産承継遺言によりCの法定相続分が修正され、BはCから2分の1の法定相続分を承継することになる。他方、DがCから2分の1の法定相続分を譲り受けた場合には、Cを起点とするC→B、C→Dの二重譲渡が生じ、BがCから承継した持分について登記を備えなければ、Dに対抗できない。

第三は、「相続的構成」説である²⁶⁾。この説はまず前二説を批判する。「遺贈応用構成」説は、特定財産承継遺言による権利の承継を遺贈と同視しているが、同承継が遺贈ではなく、相続を原因とする点を看過している。また、「遺産分割応用的構成」説は、Bの法定相続分を超過部分はCからではなく、被相続人Aから直接承継すべき点を誤っていると指摘する。さらに両説は、Cが法定相続分を制限なく承継すると捉えるため、Aが甲土地をBに取得させる意思を有していたことを、適切に説明できないと批判する。そこで、本説は、特定財産承継遺言がある場合、甲についてはAからBへ所有権が承継されると同時に、AからCへ法定相続分（2分の1）が承継され、いずれの承継も同一の「相続」を原因とするが、Cの権利は、Bが承継した権利によって制限されるとする。したがって、Bは登記を備えなくても、自己の法定相続分を超える部分についてCに対抗できるが、Cからの譲受人Dは民法899条の2第1項にいう第三者に該当するため、Bは登記を備えなければ、Dに対抗できない。

各学説を考察すると、まず「遺産分割応用的構成」説では、Bの法定相続分を超える部分の権利は、相続人Cから承継されたと解され、この場合、Cを起点とするC→BとC→Dの二重譲渡が生じ、Bは登記を備えなければDに対抗できないと説明される。しかし、この理解は最判平成3年4月19日民集45巻4号477頁の「特定財産承継遺言は遺産分割方法の指定に該

25) 道垣内弘人『リーガルベシス民法入門（第3版）』（日本経済新聞出版社、2019年）444頁。

26) 水津・前掲注（21）53頁。

当し、相続による承継が直ちに生じる」という判断に反するため、採用は困難であると思われる。次に「遺贈応用的構成」説では、Bの法定相続分を超える部分の権利は、被相続人Aから承継されたと解されており、上記判例との整合性を確保できる点で合理的である。しかし、特定財産承継遺言や遺産分割の場合には確定的な権利取得が生じるため、遺贈と類似していると説明できるが、相続分の指定の場合には暫定的な権利取得にとどまるため、遺贈と同視することはできず、この点で説明力に限界があると思われる²⁷⁾。最後に、「相続的構成」説では、B・Cはいずれも相続を原因とする権利承継の当事者であり、Cが承継した権利はBが承継した権利によって制限される点が明らかにされているため、評価に値する。しかし、この構成は、相続という1つの権原によって、同一持分(Cの法定相続分)が、BとCに二重に移転し得ることを前提としており、同一の権利が1つの物権変動原因で異なる法主体に競合的に移転するという理解には議論の余地があると指摘されている²⁸⁾。

以上のとおり、従来の三つの法律構成はいずれも固有の難点を抱えており、民法899条の2第1項の法的根拠を全面的に基礎づけるには限界がある。私見では、本条の理論構成を再検討するにあたっては、まず同条の解釈において不可欠と考えられる基盤を明確化し、その基盤の上に新たな法律構成を構築することが適切であると考えられる。従来説の分析から導かれる基盤は、次の三点に整理できる。第一に、特定財産承継遺言・相続分の指定・遺産分割といった多様な変動原因を、統一的な枠組みのもとで把握する必要がある点である。相続における権利変動は複数の制度を通じて生じるが、これらを個別に扱う限り、民法899条の2第1項の機能と射程を一貫して説明することは困難となる。第二に、相続人が被相続人から直接承継するという原則を維持すべき点である。民法896条が示すように、相続は本来一個の物権変動であり、相続人は被相続人から直接権利を取得するという構造

27) 同じ問題提起として、窪田・前掲注(2)59頁、横山・前掲注(12)83頁。

28) 横山・前掲注(12)82頁。

を前提とすることが、相続法体系の整合性を確保するうえで不可欠である。第三に、相続人間には当事者関係が成立し、内部的な権利調整が相互に効力を及ぼすという点である。相続分の指定や遺産分割は、相続人間の権利関係を調整する内部的作用であり、相続人同士の関係においては当然に拘束力を持つ。

以上の基盤に立つと、民法899条の2第1項は、「法定相続分と異なる相続人間の内部的な権利調整は、これを知らない第三者に対抗できない」とする趣旨を有する規定として理解することができる。すなわち、外部的には法定相続分に基づく承継が原則である一方、特定財産承継遺言・相続分の指定・遺産分割といった制度により、被相続人または相続人の意思表示によって内部的な承継割合に調整を加えることは可能である。しかし、これらの内部的な権利調整は相続人間にとどまり、外部の第三者が容易に知り得るものではないため、外部的効力を認めるには登記による公示が要求される。もっとも、法定相続分と異なる内部的な権利調整を知っている悪意の第三者を保護する必要はなく、その場合には登記がなくても相続人は内部的な権利調整を対抗し得る。

この構造は、会社法349条5項が代表取締役の内部的権限制限を善意の第三者に対抗できないとする規律と軌を一にする。同条が内部的事情の外部効力を否定するのと同様に、民法899条の2第1項も、相続人間の法定相続分と異なる内部的な権利調整を善意の第三者に対して直ちに主張することを許さず、外部的には法定相続分に基づく権利承継を優先させる構造を採ると解される。

このように解する場合、従来説が直面してきた複数の問題は解消される。すなわち、法定相続分を超える部分について二重譲渡の成否を検討する必要はなく、また法定相続分に応じた承継が確定的か暫定的かを区別する必要もない。相続人の権利は一貫して被相続人から直接承継され、法定相続分と異なる内部的な権利調整は登記がなければ善意の第三者に対抗できないという明快な構造が確立される。さらに、相続分の指定・特定財産承継

遺言・遺産分割といった多様な変動原因を統一的に整理することが可能となり、制度運用の安定性と透明性が一層高まる。

3 第三者の範囲

民法899条の2第1項における第三者の範囲について、立法担当者は、民法177条における判例の解釈と同様に、「当事者もしくはその包括承継人以外の者であって、登記の欠缺を主張するにつき正当な利益を有する者」と説明している²⁹⁾。これに対して、学説の一部は相続人の債権者を第三者から除外すべきとする制限説を唱える³⁰⁾。その理由は、第一に、相続債権者と相続人の債権者は利益状況が異なるにもかかわらず、後者を特別に保護すべき根拠が十分に示されていないこと、第二に、相続開始前からの相続人の債権者は、相続財産を弁済の期待対象とすべきではなく、そこから弁済を得られないことは予期すべきであるため、保護の必要性は低いことである。

また、第三者の主観的要件から範囲を制限する見解もある。この立場によれば、第三者が対抗要件の欠缺を主張するためには、相続分の指定・特定財産承継遺言・遺産分割について善意であること、そして自ら登記等の権利保護要件を備えていることが必要とされる³¹⁾。さらに、相続による権利承継の取得態様に応じて、第三者の主観的要件を区別すべきとする見解もあり³²⁾、暫定的取得か確定的取得か、遺言によるか遺産分割によるかといった違いに応じて第三者の主観的要件の解釈を変える余地があるとされる。

私見では、相続人の債権者を第三者から除外する制限説には賛成できない。民法1013条第3項の制定過程においても、相続人の債権者を相続債権

29) 堂蘭・野口編・前掲注(11)162頁。

30) 松岡久和「差押債権者の実体法上の地位(下)」金融法務事情1401号(1994年)24頁以下、永沼・前掲注(15)102頁。

31) 松尾・前掲注(20)37頁。

32) 石田・前掲注(12)9頁。

者と同列に保護すべきか否かが議論され、最終的に両者を同列に扱うことが妥当であると判断された³³⁾。民法899条の2第1項でこれと異なる解釈を採るのは困難であると考えられる。次に、第三者に善意を要件とすべきとする見解に賛成する。善意を要件とすべき理由は、同条が「法定相続分と異なる相続人間の内部的な権利調整は、これを知らない第三者に対抗できない」とする趣旨を持つと理解できるため、第三者は自然に善意者に限定されるからである。また、主観的要件として善意を導入することで、客観的要件では排除し得なかった相続人の債権者を、個別具体的事情に応じて排除し得るため、相続人と第三者との利益調整にも資する。他方、第三者に登記を要件とすべきではないと考える。なぜなら、登記を要件とすると相続債権者・相続人の債権者・譲受人に過大な負担を課すおそれがあり、また法定相続分と異なる内部的な権利調整の外部的効力を制限するという本条の趣旨からすれば、善意の第三者に限定するだけで十分に利益衡量が図られるからである。最後に、取得態様によって第三者の要件を区別すべきとする見解には賛成できない。民法899条の2第1項を「法定相続分と異なる相続人間の内部的な権利調整は、これを知らない第三者に対抗できない」と理解すれば、第三者は善意者に限定され、取得態様ごとに要件を分ける必要はない。また、民法177条においても取得態様により第三者の要件を区別する取扱いは採用されていない以上、ここで特別に区別する根拠は見当たらないからである。

4 民法899条の2第1項と民法177条の関係

民法899条の2第1項の対抗要件を民法177条の対抗要件と同質とみるか否かによって、両者の関係は大きく異なる。同質とみる立場からは、民法899条の2第1項を民法177条の特則と位置づける。その特則の理解には三つの見解がある。第一の見解は、相続による権利変動のうち意思表示が介

33) 東京司法書士会民法改正対策委員会編『相続法改正と司法書士実務』（日本加除出版株式会社、2018年）294頁。

在する場合に着目し、包括承継で本来民法177条等の適用対象外となる場面であっても、意思表示を伴う場合には対抗要件を課す特則として、民法899条の2第1項を理解する³⁴⁾。第二の見解は、民法899条の2第1項を、相続を原因とする不動産物権の承継に限定しつつ、不動産以外の権利にも拡張する点に特別性を認め、変動原因の限定と対象権利の拡張の両面から対抗要件を定めた規定であると理解する³⁵⁾。第三の見解は、民法899条の2第1項を、相続一般ではなく共同相続の特殊性に着目し、対抗不能の効果を「法定相続分を超える部分」に限定した規律として捉える³⁶⁾。

それに対して、両者を異質と捉える立場には二つの学説がある。第一に、優劣判定基準説によれば、民法899条の2は民法177条の典型的適用場面である二重譲渡類型とは異なり、被相続人死亡後の遺産分割や遺言執行が死亡時に遡及して生じる権利承継と、それと抵触する第三者の権利取得との優劣を問題とするものである。この規定は、受益相続人への権利移転に一定の優先性を認めつつ、第三者保護を図るための優劣判定基準を法律上定めたものと理解される³⁷⁾。第二に、政策的保護説によれば、特定承継遺言がある場合に生じる二重譲渡類似の関係は意図的に作り出されたものである。死亡と同時にA→Bへの物権変動が生じるなら、Cは無権利者とみるのが自然であり、A→Cへの持分の物権変動を法定相続に基づくとするのは困難である。したがって、民法899条の2には理論構成上の問題があり、その条文は「取引の安全の確保等の政策的理由」に基づく規定であると解されるべきとされる³⁸⁾。

私見では、民法899条の2第1項は民法177条とは異質の規定であると考ええる。なぜならば、民法899条の2第1項は相続人側に用いられる場合もあれば第三者側に用いられる場合もあるのに対し、民法177条は常に第三者側

34) 「部会資料17 遺言制度に関する見直し」・前掲注(8) 5頁以下。

35) 水津・前掲注(21) 50頁。

36) 石田・前掲注(12) 8頁。

37) 松尾・前掲注(2) 51頁。

38) 永沼・前掲注(15) 101頁。

の条文として機能するため、両者の役割は根本的に異なるからである。また、民法899条の2第1項の趣旨は「法定相続分と異なる相続人間の内部的な権利調整は、これを知らない第三者に対抗できない」と理解できるから、民法177条が二重譲渡類型における第三者保護を目的とするのに対し、民法899条の2第1項は共同相続という包括承継の特殊性に基づき、法定相続分と異なる内部的な権利調整の効力を外部関係に及ぼすか否かを決定する機能を持つといえる。したがって、両者は同じ「対抗要件」という形式を採りながらも、規範的射程と制度的意義において異質であるといえる。

V おわりに

以上、民法899条の2第1項について多角的に検討してきた。ここで本稿の成果を整理し、民法899条の2第1項と近時の相続登記義務化との関係を確認したうえで、本稿を閉じることとしたい。

民法899条の2は、立法段階において十分な検討が尽くされないまま制定された規定である。立法過程では条文内容が頻繁に修正され、当初予定されていた改正範囲を超えて対抗要件主義の適用領域が拡張された。しかし、一度制定された以上は、その条文をいかに解釈し、実務に適切に位置づけるかが今後重要となる。

本条の解釈については、次のように考える。第一に、適用範囲については、遺贈による物権変動は民法177条の適用対象に属するものの、最判昭和38年2月22日民集17巻1号235頁の趣旨が民法899条の2第1項に取り込まれたことから、相続人への特定遺贈については民法899条の2第1項を類推適用するのが妥当である。第二に、「法定相続分に応じた部分の権利承継の対抗」と「法定相続分を超える部分の権利承継の対抗」が分けて論じられるのは、本条が場面に依拠して相続人側と第三者側の双方の根拠条文となる二重的な性格を持つためである。そして、法定相続分に依じた部分の理論構成（「共同相続と登記」の理論構成）は非第三者構成説で足り、法律上当然

に取得されるため登記がなくても第三者に対抗できる。他方、法定相続分を超える部分の理論構成(「相続分の指定と登記」・「特定財産承継遺言と登記」・「遺産分割と登記」の理論構成)については、法定相続分を超える部分は法定相続分と異なる相続人間の内部的権利調整であり、外部から直ちに把握することができないため、この部分の効力を善意の第三者に対して主張するためには、登記による公示を経ることが必要と解すべきである。第三に、第三者の要件については、実務上、相続人の債権者が民法899条の2第1項を援用する場面が多いことに鑑みれば、相続人保護の観点からも第三者に「善意」を要求するのが相当である。第四に、民法899条の2第1項は民法177条と同じく「対抗要件」を扱う条文であるものの、規範的射程や制度的意義においては異質であり、両者は明確に区別して理解すべきである。

最後に、相続登記義務化と民法899条の2第1項の関係について整理する。相続登記義務化により、現在の相続登記の申請方法には①遺言登記、②共同相続登記、③遺産分割登記、④相続人申告登記の四つがある³⁹⁾。このうち①～③は第三者に対抗力を生じさせる終局的な登記であり、不動産登記法改正によって3年の申請期間が設けられた結果、申請件数が増加し、不動産の所有権が明確に登記されることで、民法899条の2第1項の効力は一層強化されると考えられる。これに対し、④相続人申告登記は公法上の義務履行にとどまり、第三者に対抗力を生じさせないため、この登記申請が増加しても、民法899条の2第1項の効力に直接の影響は及ばない。むしろ、民法899条の2第1項の反対解釈によれば、法定相続分に応じる部分の権利承継は登記がなくても第三者に対抗できるため、④相続人申告登記のみがなされた場合、同条により法定相続分は保護されるため、民法899条の2第1項はこの場面において重要な役割を果たすといえる。

【謝辞】 本稿を師匠松岡久和先生へ献じます。長年のご指導に深謝申し上げます。

39) 松尾弘『物権法改正を読む——令和3年民法・不動産登記改正等のポイント』(慶応義塾大学出版会・2021年)103頁以下。